

●5月26日に開会した2009年5月臨時議会が5月30日未明に閉会しました。「5月臨時議会を終えて」、閉会本会議で日本共産党前窪義由紀議員が行なった議案討論、日本共産党議員の所属委員会一覧、全会派一致で可決した意見書を紹介します。

### もくじ

- 5月臨時議会を終えて・・・1
- 前窪義由紀 議案討論・・・2
- 日本共産党議員所委員会一覧・・・3
- 新型インフルエンザ対策に関する意見書・・・4

## 2009年5月臨時議会を終えて

2009年5月30日  
日本共産党京都府会議員団  
団長 新井 進

5月26日から29日までの日程で開かれていた5月臨時議会が、30日未明に閉会した。

今議会は、正副議長を選出および議会選出の監査委員の選任、および各常任委員会、特別委員会の委員構成と正副委員長選出を行なうとともに、新型インフルエンザ対策の補正予算など11議案、および追加議案2件が提案され、第11号議案「京都府府税条例の一部を改正する先決処分について承認を求める件」、および第12号議案「職員の給与等に関する条例改正の件」の2件に反対し、他の11件に賛成した。

1、補正予算には、抗インフルエンザウイルス薬の安定確保と発熱外来設置医療機関への支援が提案された。我が党議員団は、京都でも感染が確認された新型インフルエンザの対策について全力をあげてきた。議会開会前には知事に対し、感染防止対策を柱にした申し入れを行なうとともに、開会日には、議員団の独自調査にもとづき、修学旅行のキャンセルなど、幅広い業者に大きな影響が出ている事態を踏まえ、損失補てんを含めた経済対策を求め再度申し入れを行なった。さらに商工労働観光常任委員会で、「(学校の休校などは)感染防止のためにとられた措置であり、鳥インフルエンザの際に府が独自に行なったように、収入減への補てん措置を行なうべき」と求め、ホテルへの食材納入企業でのパート労働者解雇など幅広い影響が出ていることを示し、「幅広い範囲・手法で対策を講じる」ことを求めた。理事者は「影響を受けた業種は幅広くとらえて対応する。損失補てんは、近畿の府県と同一歩調をとって、国に要望していきたい」「(府としても独自に)思い切った対策を検討している」と述べた。こうした中、最終本会議で、事業者等への緊急的な支援措置を含んだ「新型インフルエンザ対策に関する意見書」が全会一致で可決された。

2、11号議案「京都府府税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件」は、地方税法の改定により上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率が3年間延長されたことによるもので、大資産家を優遇する証券優遇税制が盛り込まれていることから反対した。また、12号議案「職員の給与等に関する条例改正の件」は、人事院勧告を受け、京都府人事委員会が、府職員の期末・勤勉手当について「0.20月分の支給を当面凍結することが適当」とする勧告を行なったことにより、提案されたものである。

議員団は、経済危機のもと、消費購買力をいっそう冷え込ませ、「京都温め予算を組んだ」とする知事の発言にも逆行するもので、反対した。

3、議会開会日に、我が党議員団は、議長および各議員団長に対し、正副議長選出にあたっては議席数に応じた選出ルールを確立することや、長年にわたり常任委員会、特別委員会の正・副委員長が、「与党会派」によって日本共産党を排除するという異常な事態を改めるよう議会構成の正常化を求める申し入れをした。

ところが、「与党会派」の党利党略により、我が党議員団より少数会派である公明党が副議長に選出されることとなり、各常任委員会、特別委員会の正・副委員長をすべて「与党会派」で独占することとなった。

これは、選挙で示された民意を無視したもので、議会の民主的運営にも反し、とうてい「開かれた議会」とは言い難い暴挙である。我が党議員団はこの暴挙に対し厳しく抗議するものである。

しかも、正・副議長選出の調整に時間がかかり、議会日程を延長せざるをえなくなったことは、府民的にみてとうてい説明できるものではない。

我が党議員団は「開かれた議会」とするため引き続き全力を挙げるものである。

総選挙も目前となった。我が党議員団は、財界中心、アメリカいなるの政治をただす党として、日本共産党の躍進・勝利のために全力を挙げるとともに、来春に迫った京都府知事選挙勝利に力を尽すものである。

以上

## 議案討論 2009年5月29日

### 前窪義由紀（日本共産党・宇治市及び久御山町）

日本共産党の前窪義由紀です。議員団を代表して、ただいま議題となっています議案12件について、第11号議案及び第12号議案に反対し、他の10件に賛成する立場から討論を行います。

まず、第1号議案 一般会計補正予算については、抗インフルエンザウイルス薬の安定確保及び発熱外来設置医療機関への支援であり賛成するものです。

新型インフルエンザの発生以来、京都経済に深刻な影響が出ています。観光関連をはじめ各界の経済団体等から、収入減に伴う緊急の経済支援を求める要望が、国や京都府、関係自治体に強く寄せられています。わが党議員団も知事に申し入れましたが、本府として緊急の実態把握を行うとともに、さらに踏み込んだ経済対策を講じるよう要望しておきます。

次に、第11号議案 京都府府税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてです。

地方税法の改定により、上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率が3年間延長されました。

大資産家優遇との批判もあり、昨年改定で、09年1月1日から、配当は100万円以下の部分、譲渡益は500万円以下の部分のみを10%の軽減税率とし、11年1月1日からは20%の本則に戻す、としていたものを、今回10%軽減税率を復活・延長することになりました。

国の税制改定に伴う条例改正であります。本府の減収は数億円に上ります。よって大資産家を優遇する証券優遇税制が盛り込まれている本議案に反対するものです。

次に、第12号議案 職員の給与等に関する条例改正等一部改正の件についてです。

人事院の勧告を受けて、京都府人事委員会は5月15日、「府職員の6月支給の期末・勤勉手当について、暫定的な措置として、0、20月分の支給を当面凍結することが適当」との勧告を行いました。人事委員会の凍結勧告をしていない県が11県もあるなか、あえて勧告を出した本府人事委員会の姿勢は、国・人事院に追随するものと言わなければなりません。

そもそも、国家公務員の特別給は、毎年5月から実施される職種別民間賃金実態調査において、前年の8月からその年の7月までの1年間に、民間企業で支払われた一時金の実績を精確に把握し、官民格差を算出したうえで決めてきました。ことし6月の夏季一時金はすでに昨年の人事院勧告で決まっています。景気の

影響で民間の夏季一時金がカットされた年は、12月の冬季一時金で調整してきたわけであります。

ところが、人事院は突然、1ヶ月前に調査し、夏季一時金を事実上、削減する勧告を5月1日メーデーの日に行いました。これは、いままでのルールを一方的に踏みにじるもので、道理がなく容認できません。

調査のずさんさという点でも問題です。

人事院の調査は、対象企業が従来の5分の1で対面調査は行われていません。しかも、民間企業で一時金の労使交渉が妥結した企業は1割にすぎません。

人事院自らが「データ確保の精確性等の不確定要素がある」と認めるように、勧告制度が持つ精確性を損なうことは明らかです。

本府人事委員会の調査でも、調査対象企業数は677社、調査実施企業数は200社、そのうち調査完了企業数は172社であり、調査時点での妥結済み企業は35社にすぎません。まさに精度が問われるものです。

一時金の削減が社会的に与える影響という点でも重大です。

今回の条例改正で、本府の行政職、警察官、教員で約8万円から9万円の減額になり、その総額は26億4千万円に上ります。また、本府の凍結措置が、府の職員を基準にして今後決定しようとしている福祉施設など、民間の夏季一時金の引き下げを招くことは明らかです。

いま、深刻な景気悪化の中で外需だのみから、内需主導の経済対策に切り替えるために、国民の家計を応援する政治こそ求められています。しかし、政府の対応は消費税増税付きの選挙目当てのバラマキを行う一方で、労働者のふところを冷え込ませる一時金の引き下げを行っています。これでは国民の暮らしも経済の立て直しもできません。

本府の措置も、広範な労働者の収入に直接・間接に打撃を与え、未曾有の不況の上に、新型インフルエンザで深刻さを増している京都経済に追い打ちをかけるもので、知事が強調する京都温め予算に逆行するではありませんか。

また、今回の措置は、労働基本権制約の「代償措置」としての人事院・人事委員会の中立・公平な第三者機関という立場を投げ捨てるものであり、新型インフルエンザ対応等、第一線で奮闘している職員、警察官、教員などの志気をもそぐものです。

以上指摘し、本議案に反対するものです。

これで私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 《 日本共産党議員 所属委員会一覧 》

### ◆常任委員会

総務常任委員会	前窪義由紀
府民生活・厚生常任委員会	光永敦彦 西脇郁子
文教常任委員会	山内佳子 上原裕見子
商工労働観光常任委員会	加味根史朗 原田完
農林環境常任委員会	松尾孝 迫祐仁
建設交通常任委員会	梅木紀秀
警察常任委員会	新井進

### ◆特別委員会

少子高齢社会・青少年対策特別委員会	加味根史朗 上原裕見子
京都再生・ブランド戦略特別委員会	原田完 迫祐仁
地球温暖化対策特別委員会	松尾孝 山内佳子
防災・暮らしの安心安全対策特別委員会	梅木紀秀 西脇郁子
関西広域連合(仮称)に関する特別委員会	新井進 前窪義由紀 光永敦彦

## 新型インフルエンザ対策に関する意見書

新型インフルエンザは、世界の多くの国や地域で感染が確認され、我が国においても近畿での感染や、首都圏での感染も確認され、去る5月21日には、本府においても初の感染が確認されたところである。

これまで、国と地方自治体、医療機関は、協力・連携して検疫体制等の充実、発熱相談センターにおける相談、発熱外来の設置等の医療体制の整備、広報活動の実施など、積極的に取り組んできたところであるが、国内における感染拡大を防ぐためには、国、都道府県、市町村、医療等関係機関による連携の下、状況に応じた迅速、的確、かつ柔軟な対応が求められるところである。

京都府では、修学旅行の中止や延期など、観光関係やそれに関連する多くの産業が大きな影響を受け、感染防止対策だけに止まらず、社会経済活動への支援も求められる厳しい状況にある。

今回の新型インフルエンザが強毒性に変異する可能性への示唆もあり、また、鳥インフルエンザなど、感染症への継続した対応態勢が重要である。

国におかれては、これらの状況を踏まえ、国家的な危機管理の視点に立ち、また、社会経済活動の実情も十分に踏まえながら、次の事項について早急な対応を講じられるよう強く要望する。

- 1 国民や地方自治体等への正確かつ有用な情報提供を引き続き徹底すること。
- 2 発熱相談センターや発熱外来の整備など、円滑な医療実施のための体制整備に対する支援や必要な対策への財政支援を行うこと。
- 3 感染の状況や地域の実情に応じ、弾力的、機動的、かつ的確な医療が実施できるよう必要な措置を講じること。
- 4 ワクチンの早期開発・製造に万全を期するとともに、国の責任において抗ウイルス薬の備蓄拡充と配分ルート確立を図るとともに、ハイリスク患者への適切な対応を講じること。
- 5 風評被害を防止するため、感染症に関する正しい知識等の普及に努めること。
- 6 感染防止対策としての行動の自粛のあり方については、国民生活や社会経済活動等の過度な反応や活動の制約に繋がることのないよう、国民や関係機関への適切な要請等を行うこと。
- 7 感染防止対策に伴う活動の制約等によって生じた特別な損失に対し、その関係者等への適切な支援措置を講じるとともに、風評被害によって経営が悪化した観光産業などの事業者等への緊急的な支援措置を着実に実施すること。
- 8 感染症対策に万全を期するため、国、都道府県、市町村における責務及び役割分担を明確にした上で、必要な権限と財源を知事に付与するなど、地域住民の安心安全を確保する視点に立った法制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。